

令和6年度相談支援従事者指導者養成研修実施要綱

1 目的

本研修は、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」（相談支援従事者主任研修を含む）の充実を図るため、当該研修において企画立案・運営に携わる中核的な役割を担う指導者を養成することを目的として実施する。

2 主催者

厚生労働省、こども家庭庁

3 内容

初任者研修、現任研修及び主任研修の都道府県等における企画立案に資する内容を中心として実施する。

4 開催期間及び開催場所

①令和6年6月19日（水）から6月21日（金）まで

国立障害者リハビリテーションセンター学院（埼玉県所沢市並木四丁目1番地）

②令和7年3月7日（金）

オンライン形式（Zoomによる双方向通信形式）にて実施する。

5 受講対象者及び受講者数

本研修の受講対象者及び受講者数は、次のとおりとする。

- （1）現に相談支援に従事している者等であって、「相談支援従事者研修」において企画立案・運営に携わる中心的な役割を担う者（「相談支援従事者研修」において指定・委託先の職員等であり企画・運営又は講師の役割を担う者も含む。）

以下の各コース1名の計3名とする。

- ①ケアマネジメント基礎コース
- ②「地域づくり」コース
- ③人材育成コース

- （2）都道府県職員であって、「相談支援従事者研修」を担当している者及び障害者総合支援法に係る相談支援の体制整備や（自立支援）協議会に関する事務を担当している者

2名迄とする。

なお、（1）に係る受講者は、「相談支援従事者研修」の企画立案に継続的に関与しており、研修運営の中心となる者や都道府県において講師養成の中心となる者を選定することが強く推奨される。また、別添において当該コースの受講生として望ましい対象者像を示しているため、その要素を加味した受講者の選定を行うこと。

6 受講要件

受講者は下記内容に承諾した上で本研修を受講すること。

- (1) 本研修の全てのプログラムについて、その様子を録画・保存されること。なお、録画・保存は今後の研修の質の向上等のため、当該映像を研修関係者に共有する目的で行うものであり、本目的以外では使用しないこととする。
- (2) 「令和6年度相談支援従事者指導者養成研修実施要綱」記載の内容を遵守すること。

7 受講手続

都道府県は、受講者を選考の上、令和6年5月20日(月)までに、電子メールで13の(2)の国立障害者リハビリテーションセンター学院宛申込手続きを行うこと。

- (1) 「令和6年度相談支援従事者指導者養成研修受講申込書」(別紙様式1)

受講者の氏名欄については、誤字・脱字・ふりがな誤り等のないよう留意すること。

※本研修においては、受講者の相互の連携強化に役立てることを目的として、当該受講申込書を基に、都道府県名、氏名、所属及び電子メールアドレスを記載した「受講者名簿」を受講者に配付する予定であるので、当該名簿への記載を希望しない者は、備考欄にその旨を付記すること。

- (2) 「障害のある受講者に対する特別措置の申出書」(別紙様式2)

推薦する受講者の中に、障害により特別な措置を必要とする者が含まれる場合に限るものとする。

8 受講者の決定及び通知

受講者の決定は、国立障害者リハビリテーションセンター学院が行い、決定後速やかに各都道府県に対し通知するものとする。

9 研修経費

2,100円(「テキスト代」として初日受付にて現金徴収する。)

なお、オンラインで実施する部分の研修資料は電子媒体で配布するものとし、印刷を行う場合の費用及び通信環境等に係る費用は受講生が負担するものとする。

10 昼食

原則持参。なおセンター内の売店・食堂、センター構外のコンビニエンスストア、飲食店等を適宜利用することも可。

11 感染症対策について

会場(国立障害者リハビリテーションセンター)敷地内では、新型コロナウイルス感染症による重症化リスクが高い方も一部入院・生活していることから、会場内

ではマスクの着用を原則とする。

12 留意事項

- (1) 本研修を録画や録音することや本研修において使用する映像のハードディスク等の媒体への保存や再配布、都道府県研修等への二次利用を行うことは禁止する。著作権や肖像権等の侵害となる場合もあるので、十分注意すること。
- (2) 研修資料の都道府県研修等への利用にあたっては下記の要領を遵守すること。
 - ・ 引用する場合は、下記の例のとおり出典及び箇所を明示すること。
例「出典：令和6年度相談支援従事者指導者養成研修資料 p. ●」
 - ・ 一部改変して引用する場合は、改変した旨を明示すること。
例「出典：令和6年度相談支援従事者指導者養成研修資料 p. ●（一部改変）」
- (3) 本研修の参加者の旅費及び宿泊費については、地域生活支援事業費等補助金の国庫補助対象として差し支えない。
- (4) 感染症対策の観点から、研修宿舎の宿泊施設としての供用や弁当の注文販売は行わない。

13 照会先

- (1) 本研修の内容及び課題等に関する事項
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室相談支援係
住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
T E L：03-5253-1111（内線 3040）
F A X：03-3591-8914
E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp
- (2) 本研修の受講手続、受講決定等に関する事項
国立障害者リハビリテーションセンター学院
住所：〒359-8555 埼玉県所沢市並木 4-1
T E L：04-2995-3100（内線 2612）
F A X：04-2996-0966
E-mail：kenshu1@rehab.go.jp
U R L：http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/schedule_2024/

(別添)

令和6年度相談支援従事者指導者養成研修に係る受講者選定について

今年度の本研修受講者選定にあたっては、実施要綱「5 受講対象者及び受講者数」(1)に係る受講者(各都道府県における定員は3名)は、3名とも以下の要件を満たしている者を選定することが強く推奨される。

①「相談支援従事者研修」の企画立案に継続的に関与している者

②研修運営の中心となる者や都道府県において講師養成の中心となる者

(初任者研修・現任研修・主任研修全体の企画立案や都道府県の人材育成体系の検討に関与している、もしくは人材育成体系の全体像を理解していることが望ましい)
〈上記は実施要綱の再掲〉

また、以下に掲げるコースについては、研修の円滑かつ効果的な実施のため、望ましい受講者像を示す。研修は下記の要件を満たしていることを前提として実施するので、受講者選定の際の参考とされたい。

1. ケアマネジメント基礎コース (各都道府県における定員は1名)

下記の(1)又は(2)いずれかの要件を満たしていること。

ただし、(1)の要件を満たしている者を優先的に選定することが望ましい。

(1) 下記①～③全てに該当する者であること。

- ①初任者研修において、令和2年度改正後新カリキュラムによる研修の企画・統括・演習講師として、その課程の全てを経験していること。
- ②現任研修について、新カリキュラムによる研修の企画・統括・演習講師と、研修の流れを共有し、現任研修の構造を理解していること。
- ③自らが相談支援業務に従事する市町村又は障害保健福祉圏域等において、新カリキュラムの一環として実施される実習の受入や準備等を経験していること。

(2) 上記(1)の要件に該当しない場合、下記①から③の取組を実施し、研修開始までに都道府県研修及び実地教育の内容を的確に把握した上で研修に臨むことができる者であること。

- ①参加する都道府県の初任者研修のカリキュラム・具体的研修内容について、昨年度の実施結果及び今年度の検討状況を把握し理解すること。
- ②参加する都道府県の現任研修のカリキュラム・具体的研修内容について、昨年度の実施結果及び今年度の検討状況を把握し理解すること。
- ③参加する都道府県において実施している相談支援従事者研修(初任者研修・現任

研修・主任研修。以下同じ。)における実習の仕組みや実施した課題及び管内における実地教育(ＯＪＴ)の取組状況を把握すること。

2. 「地域づくり」コース (各都道府県における定員は1名)

下記の①②双方に該当する者であること。

①自身がその業務において現に「地域づくり」に係る実践を行っている者であること。

※上記に該当しない場合、「地域づくり」に係る実践を今後行うことに強い意欲がある者であること。

②相談支援従事者現任研修に講師等として企画立案に従事しており、今年度の「地域づくり」に係るプログラムを担当する(予定の)者であること。

※上記に該当しない場合、相談支援従事者現任研修のカリキュラム・具体的内容について、昨年度の実施結果及び今年度の検討状況を把握し理解している者であること。

3. 人材育成コース (各都道府県における定員は1名)

下記の①②双方に該当する者であること。

①相談支援従事者研修に講師等として企画立案に従事しており、人材育成体系全体を把握していること。

②業務実施地域のリーダーの一人として主任相談支援専門員又は相談支援専門員として自身が現に人材育成に係る実践を行っている者であること。

※上記①又は②に該当しない場合、その双方に係る実践を今後行うことに強い意欲がある者も可とするが、研修開始までに、都道府県で実施されている相談支援従事者研修のカリキュラムの概要、都道府県の人材育成体系とその解決すべき課題について事前に把握し、本研修内の演習で説明できる者であること。

4. 自治体職員コース (各都道府県における定員は2名)

本実施要綱「5 受講対象者及び受講者数」のうち、(2)に該当する自治体職員であること。

※本コースにおいては、相談支援従事者研修の企画・立案、運営に関するもののほか、障害福祉分野における相談支援の基本的事項、都道府県管内の相談支援体制整備に係ること(広域の体制整備や市町村支援等)、(自立支援)協議会に関する内容を取り扱うことを予定している。そのため、複数の担当者によりこれらの事務を分掌している場合には、それぞれの業務を所掌している職員が複数名により参加することが望ましい。